

平成26年9月1日

会 員 各 位

(一社)滋賀県トラック協会  
会 長 田 中 亨

平成26年度  
「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会事業運営につきましてご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記運動の実施について、平成26年7月30日付け国土交通省自動車局長通達を受け、平成26年8月18日付け全日本トラック協会長から傘下会員に対する周知と本運動の推進方の通知が下記のとおりありましたのでご案内申し上げます。

つきましては、ご多忙の中、誠に恐縮ですが、本運動趣旨をご理解いただきますとともに、本運動の推進にご協力下さいますようお願い申し上げます。 敬具

記

全ト協発第229号(環)  
平成26年 8月18日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会 長 星 野 良 三

平成26年度

「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について(通知)

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記運動の実施について、国土交通省自動車局長より別紙(省略)のとおり通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、下記により傘下会員事業者に周知徹底をお願いするとともに、本運動の推進にご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

(1) 別添1(省略)は、国土交通省から全ト協宛の協力要請通知です。

(2) 別添2は、国土交通省からの要請を受けて、トラック運送業界独自の取り組みをまとめた「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領です。各協会におかれましては、別添2の実施要領に基づき、積極的な運動を実施するようお願い致します。

本運動の一環として、自動車関係14団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る啓発活動連絡会」の活動が含まれており、この部分については全ト協も従来通りの運動に参加することになりますのでご承知おき願います。

## 2. 実施結果の報告

各協会の実施結果については、別添2-2(省略)の報告書様式により、11月7日(金)までに全ト協交通・環境部宛ご提出いただきますようお願い致します。

## 3. 「平成26年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施について」の協力要請について(別添3省略)

本件は、国土交通省自動車局整備課点検整備推進対策官より全ト協交通・環境部長に対し、「平成26年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施について」の協力を要請して来たものです。

例年、「自動車点検整備推進運動」の一環として、国交省自動車局整備課において大型自動車の重点点検の実施要領(実施期間は平成26年9月1日から3ヶ月間)を定めているものであり、全ト協(各地方協会を含む)会員であって、事業用自動車を50両以上保有する事業者が重点点検実施の対象になっています。

実施要領に添付の大型車の重点点検の実施要領に基づいて実施し、「重点点検報告様式」により、管轄運輸局又は運輸支局に報告するようお願いいたします。

## 4. 平成26年度自動車点検整備推進運動の取組みに係る事前周知について(別添4参照)

自動車点検整備推進運動の中で、国土交通省の取組みとして、「前検査でユーザー車検を受検する場合には、定期点検記録を持参・提示し、直近の3ヶ月点検の実施状況について確認を受けることが必要になる」ことから、前項とあわせて、傘下会員事業者に周知をお願いいたします。

以上

別添4

事務連絡  
平成26年8月7日

(公社)全日本トラック協会交通・環境部長 殿

国土交通省自動車局整備課点検整備推進対策官

### 平成26年度自動車点検整備推進運動の取組みに係る事前周知について

平成26年度の自動車点検整備推進運動の強化月間の開始にあたり、先般、「自動車点検整備推進運動の実施について」(平成26年7月30日付け、国自整第81号の2)で同運動のご協力を依頼していますが、この運動の中で、国土交通省の取組みとして、「前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車に対し、事前の周知を行った上で、受付時に中間の点検(3ヶ月定期点検)の実施状況についても確認し、必要に応じて点検整備の確実な実施の指導等を行う。」こととしております。

つきましては、貴会からも傘下会員に対し、前検査でユーザー車検を受検する場合には、点検整備記録簿を持参・提示し、直近3ヶ月定期点検の実施状況について確認を受けることが必要になる旨の周知していただきたく、ご協力方よろしくお願いいたします。

平成26年度

「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領

平成26年 8月

(公社)全日本トラック協会

第1．目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

また、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているが、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

第2．実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、平成26年9月1日(月)から10月31日(金)までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点をおいて実施する。

第3．実施内容と周知方策

1．重点実施項目

(1)「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関紙やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

(重点点検項目)

点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

- (2)「DPF(黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」  
確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、  
低硫黄軽油(S10)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着  
車両の正しい使用方法についての周知を図る。

## 2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらっく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関紙等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。
- (5) TBSラジオ系列「ドライバーズ・リクエスト」のCMを活用し、PRを行う。

## 第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 各都道府県トラック協会の実施結果については、強化月間終了後の11月7日(金)までに添付様式により全ト協交通・環境部まで提出するようお願いします。

以上